

清代械闘の一考察

北 村 敬 直

一

械闘については支那社會經濟大辭典(山口經專東亞經濟研究會編)に次のような説明がある。

械闘 棍棒その他の争具をもつて闘ふのに基く名稱。

姓氏または種族を異にする者の間に仇視闘争すること
で、分類械闘ともいふ。南支の福建・廣東省では、古來
これが熾んに行はれ、その争は數年に至り、また後代に
及ぶこととさへある。(後略)

また仁井田陞氏はその研究の序説で、械闘について次のよ
うな要を得た解説をしていられる。^(一)

(前略)近世でも又今日でも、中南支、特に南支の農村
に見られる同族部落の械闘は、族的結合の強さの表示で
もあれば、或意味での孤立封鎖性の徴驗でもある。部落
間の争に就いては、官憲に提訴する途が全然ないので
ないが、由來、官憲によつては公正妥當な解決が與へら
れないのが例であつたから、かかる提訴を好まなかつ
た。そして少くとも第一次的には、自ら實力的に解決せ
んとする方途が往々選ばれた。所謂械闘は、衆を聚め械

即ち刀・銃などの武器をとつて闘ふこの實力解決の手段である。(後略)

要するに「械闘」については(一)血縁によつて結ばれている同族集團がその主體であり、(二)かゝる二個の同族集團が武器をとり實力に訴えて闘うものであり、(三)とくに華南の廣東、福建兩省に多くみられる、ということが上の説明からわかるであらう。

もとよりこうしたくだけしい説明をせずとも、およそ械闘といへば、中國に興味をもつほどの人士の間では、廣く常識化せられてゐる有名な事實である。それが中國研究者に殊に注目せられるのは、同族的結合という非常に遅れた性質の社會關係が清代から現在に至るまで中國の一部地方に残つており、それも既に現實的機能を喪失した單なる遺制としてばかりでなく、いまだに現實の生活關係として根強い存在をもちつゞけてゐるということが、特異な風俗として感ぜられたからであらう。ところで械闘については既に仁井田氏の詳細な研究が發表されてゐる。(11)氏の研究において意圖せられたところは、「支那近世同族部落の械闘」

という表題からも想像できるように、械闘を一つの手がかりとして中國社會の同族的結合の様相を明かにするにあつたようであり、まさしく世人の問題として知らんと欲してゐたところを正しく別抉せられたものといふことができ。そのため氏は清代から現代に至る多數の資料を蒐集され、械闘の地域的分布からはじめて、部落の内部組織、械闘の起因、狀況、和解とおよそ問題となる點につき全面的に言及されたのであつた。とりわけ氏は我々の通常みることの困難な資料を注意深く多量に集められ、必要箇處をすべて原文のまま註記していられる。この點は日常何らかの問題をもちながらも必要な資料を調査する機會にめぐまれぬ地方人にとつては、まことに有難い氏の御配慮ともいふべく、深い感謝の意を表する次第である。

さて械闘についてはこうした假れた論文が既にでてゐるのであるし、私はこれに附加するに足る何ほどかの資料なり見解なりを持ち合せてゐるわけでもないから、今さら取りたてゝこれを問題にする必要はないようにも考えられる。しかし械闘という一つの歴史的現象をとりあげるにし

ても、そこにいくつかの異つた立場に立つて考えることができるように思う。すなわち仁井田氏は械闘という一つの素材を取り上げて、これを縦横に分析することによつて中國に特殊な社會的結合關係の側面を實證せられた。氏の立たれた立場は大づかみにいえば社會學的立場であり、人と人との社會關係のあり方が抽象され分析されているのである。私もまた械闘を一つの素材とすることには變りはない。従つて氏の獲られた優れた成果を利用していただきながら、しかしまた違つた立場から考えてみたいと思つてゐる。すなわち械闘は明末から、ことに清代にやましく問題とされたのであつて、やはり一つの歴史性をもつてゐる。そこで私は械闘を手がかりとして、かゝる現象を起さしめた當時の中國社會のある特殊な性質が、當時の歴史上に占めた歴史的役割あるいは歴史的意味を考えてみたいと思つてゐる。

二

さて「械闘」という言葉を文字通りの單なる形式的意味

にとれば、それは前引の支那社會經濟大辭典の説明にも「棍棒その他争具をもつて闘ふのに基く名稱」とあるように、刀、槍、銃等の武器(三)すなわち「械」を使用して互いに「闘」うというだけの意味しかもたない。恐らく「械を持ちて格闘す」(四)、「械を持ちて闘争す」(五)といった形容のしかたから出てきた言葉なのであらう。たとえば嘉慶二十年の上諭に、山東の滕、嶧、蘭山、郟城、江蘇につらなる邳、宿遷、海、韓榆の各州縣において、「向きに抄刀手、匪徒多く、或は數十人、或は數百人等しからず、衆を聚めて械闘し、白晝槍奪す」とあり、こゝにいう械闘が同族間のいわゆる狭義の械闘でないことは明かであらう。

しかし清代において械闘と呼ばれる場合、かゝる字義通りの、いわば廣義の意味で用いられることは甚だしく、高低の場合には同族集團の争いという意味を加えた狭義の意味で用いられている。そして本考においても問題の焦點はその狭義の械闘にあつて、械闘一般にはないのである。

しかし問題の同族集團の紛争はその全てが必ず械闘になるといふわけではなかつた。たゞ官僚にこれを調停するだ

けの政治的能力なく、むしろ紛争を機會に貨賄をむさぼり、或いはこの間に訟師・胥役が暗躍して公正なる和解の方法を不可能としたがために、民は官に絶望したあげく、後世には仁井田氏も指摘されるように「口角細故」のさいな契機からすぐさま「戾夫一呼すれば従う者雲集」し、「鳴鑼擊鼓、刀鎗林の若し」といつた情景を現出したのであるけれども、最初はやはり官に告訴する手段をまず試みるのが普通であつたようである。というのは、たとえば嘉慶の人姚瑩が漳郡の同族集團について「巨族大姓は輒ち丁千萬人を擁し、地數十里に亘り、兵役社に入るも時に拒捕の虞有り」というように、大族になれば官の彈壓を拒否するに足る實力を有し、また「措紳の強大なる者は、平素其の族人を指揮すること、皆奴隸の如し」というように族の首領いわゆる族豪・族棍は族人に對して絶對的權力を振うだけの支配力をもつていたけれども、しかも「性として官を見るを畏れ、事有らば則ち深く匿れて出でず、或は陰かに其の族人をして諸の不法を爲さしむ」というように、その族人に對する家父長的專制支配とはまさに逆に、こと官

に對してはある特殊な政治的弱さをもつていたのであり、これを逆に考えれば、官僚はかゝる被治者社會の政治的弱さを基礎にして、その專制的支配權力を振うことができたのであるから、民間の紛争は日本の封建社會の如く、直ちに實力による解決に持つてゆくことなく、まず官に訴えてその裁斷に服するというのが當然のやり方であつたと思われからである。一例として雍正年間、安徽省桐城縣における事件をあげよう。同縣の道官山に方姓は三百餘年の祖墳を有していたが、雍正三年、錢洛訪なるものがこの地を己が祖墳と稱して新碑を立て、また陳子奇なるものも己が祖墳と稱して二塚に盜葬を敢えてした。そこで方姓と錢・陳兩姓とは訐告して互いに退かず、雍正八年に至つて知縣倪大成の察訪勘審が始めて行われ、方家の宗譜印契を證として訴訟は方姓の勝訴となり、錢姓の碑の取拂いと陳姓の塚の移轉とが命ぜられた。しかるに錢・陳兩姓はこれを實行せず、雍正十三年に及んで舉人方道章によつて再び告訴されたので、巡撫趙國麟は知縣汪振甲と試用官王棧に命じて實地を踏査し圖を繪いて送らしめようとしたところ、錢・

陳兩族の外、第三者の吳大桂・王天次等が衆を率いてこれを阻み、方姓の人を擒え毆打し、或いは投石して知縣汪振甲の帽を擲毀したのである。事件の結着は不明であるが、方姓と錢・陳兩姓とは械闘によつて及ぶことなく、訴訟をもつて争つており、族的紛争はやはり最初はこういう形をとつたものであらう。

こうした争埜は械闘の有力な原因となつたので、訴訟をもつてしては解決のつかぬ場合が多かつたから、結局のちには實力に訴えるということになつた。この外、水争いや境界争い、あるいはちよつとした口論などが械闘をひき起す糸口となつたことは仁井田氏のべていられる。⁽¹⁰⁾しかし械闘の原因を考へる場合、また違つた考へ方もできるとに思ふ。すなわち上にのべたような事柄が械闘をひき起す直接の起因となつたことには間違いないにしても、しかしそれは争いの契機なのであつて、かゝる契機が存在が具體的な闘争として現實化するには、そこに何か歴史的前提條件が伏在してゐることを豫想せねばならないと思ふのである。というのは、かゝる契機ならば恐らく清代だけにな

く、冬時代を通じて普遍的にみられたと思ふが、しかも械闘自體は明末から始めて激しくなり、問題化したのであつて、それは何か明末以來新しく現れてきた前提條件を考へないでは理解できないように思ふのである。また姚鼐も漳州における「械闘之縁」を

一、宿讐不解而闘

二、訟獄不平而闘

三、大小相凌而闘

四、睚眦倉卒而闘

と列擧しているが、⁽¹¹⁾これもいまのべたような考へ方からすれば、やはり一つの契機なのであつて、かゝる契機をして契機たらしむる條件がそこにやはり考へられなければならぬ。

三

清代械闘が盛んに行われた地域について、仁井田氏は部落的械闘の行はれた地帯は、福建（就中その漳州、

泉州)、廣東(就中その潮州)を主とし、それに次いで
は湖南、江西、浙江、廣西の四省である。故に械闘の行
はれる地方を「沿江濱海一の六省といふ。

と云つてゐられる⁽¹¹⁾。もとより氏も認めてゐられるように、
その他の地域に械闘が全然みられなかつたわけではない
が、⁽¹¹⁾しかしなんといつても械闘の本場は福建と廣東、こと
に漳・泉・潮の各府であつた。ところでこの漳・泉の械闘
について、嘉慶の頃の人鄭振圖は甚だ興味ある歴史的考察
を加えてゐるのである。⁽¹⁴⁾

彼はまず泉漳械闘のそもそもの由來が前明の季にあつた
ことをのべたのち、⁽¹⁵⁾康熙中葉、三藩の亂と臺灣鄭氏が平定
されてから、嘉慶年間に至るまでの械闘の歴史的發展を

一、從前械闘之情形

二、後來械闘之情形

三、近時械闘之情形

の三段階に區分して、それぞれ説明を加えてゐる。もつと
も(一)の後來械闘之情形というのは(一)より(三)(二)え
の推移の状態および(三)と同段階の状態とを併せ記して

いるのであるから、實際の段階は(一)の前期と(三)の
後期との二段階ということになる。

まず漳泉地方における械闘の起原について彼のいうこと
を聞けば、前明の季にあたり「海氛靖まらず、剽劫公
肆」したのために、「濱海の居民、各村莊を保護せんこと
を思い、鄉勇を團練し、戈兵を製造し」たのであるが、清
初以來、三藩の亂、鄭氏の亂と國內騷然として兵火やま
ず、かくて亂定まり、國內平穩に歸したのちも、「百姓武
事を習い」たるため「其の間豪族の人、睚眦の嫌を挟み、
輒ち戈を操つて相向い、彼此報復する」を常とするに至つ
たという。これについては汪志伊(乾隆末の人)も、漳泉
二府は宋代にはその風俗すこぶる悖美であつて海濱鄉營の
稱があつたが、明季倭寇の内犯あつてより「郷兵を練りて
以て村堡を衛り、其の勇豪を募りて授くるに軍器を以て
し、勇を尙び氣を尙」んだために、かゝる習慣が風を成し
て「遂に忿を逞くして械闘し、禮義廉恥の風微かにして
詭詐貪横の習起る」とのべており、⁽¹⁶⁾鄭振圖とその説を同じ
くしているのである。もとよりかゝる説がどこまで事實で

あるか否かについては史實に關する慎重な考證と、かゝる説の由來についての嚴密なる批判とを必要とするので、文字通り直ちにこれを信ずるのは危険であるけれども残念ながらいま考證の餘暇も餘白もない。しかし常識的に考えてみて、彼等の言が全く根據のないものとは考えられないから、第一に明末倭寇防禦のため村落自衛、農民武裝の風がこの地方に普及したこと、第二にこの農民武裝の風を契機として清初より同族部落の衝突が次第に激しくなつて來たこと、という二點は信じてよいのではないかと思う。

もともとこの地方は「依山阻水」「依山傍海」「山嶺險阻、溪向曲深」などゝ形容されるように南嶺が海にせまつて平地少く、人口多きに過ぐる地域であつて、民は「耕商工員」の事、以て之を養うに足らず(一七)あるいは魚鹽の利に頼り、能無き者は傭となり踐役となり、「強力にして不肖の者は則ち相率りて諸の不法を爲す」という如き環境にあつたから、清初における人口の急激な増加、民衆の貧困化がひいては械闘をもひき起すに至つたかとも考えられるのである。そしてまたこの地方に盜・匪がすこぶる多く、械闘

と並んで清代に重要な社會問題となつてゐることは、以上のような條件が事實存在したことを示してゐると思う。しかしこと械闘に關してはいさゝか異つた事情も見受けられるのである。鄭振圖は彼のいわゆる「從前械闘之情形」すなわち第一段階についての説明の中で、漳泉の民は多く海上の島夷に販るので「二郡の富は通省に甲たり、富めば則ち驕り、驕れば則ち縦まゝにす」といふ、この地方がむしろ富裕であつたこと、そしてこの富裕こそが械闘を起すもとであつたといつてゐる。この點は姚瑩も同様で、「依山阻水」の平和縣の民が「民力強くして而て富む、強ければ則ち闘い、富めば則ち淫す」とのべてゐる。すなわち漳泉地方の民が富裕であつたこと、富裕であることが械闘をひき起す基礎條件であつたこと、かゝる富裕が恐らく明末清初から始まつたということはまず疑いないように思われる。だが問題はその富の内容であらう。鄭振圖はいふ、「維れ時に海禁甫めて地み、島上の諸夷、習い營樸を尙ぶ、販者の利皆倍徙す」と。その富は明らかに商業的富すなわち貨幣であつたのである。もとより貿易による貨幣的富が

この地方すべての村々に、すべて直接的に得られたとは限らない。それは流通を介して間接的に獲得せられたこともあつたであろう。姚瑩のいう平和縣は山の中で田は甚だ背映というわけではないが、山地の開墾が甚だ多く、しかも納税は二、三割なので、それによつて富を得たといわれるが、それでも「芬草有りて以て商賈の利に通ず」とあつて商品經濟が既に入り込んでおり、また和民が訟を好むのは専ら財を得んがためであり、その性は才ではなく貪であるとも彼がいうところから、この地にもやはり貨幣的富が要求されていたと考えてよい。^(一八)程含章は械鬪の風が漳泉に起り、潮州に流傳し、更に惠・嘉・廣・肇・韶・南の各地に廣まつたといつているが、^(一九)彼はまたその俗が財を重んずるともいふ、械鬪の風が漳泉から各地に流行したと考ふるより、むしろ貨幣經濟が外國貿易の活潑化に伴つて海岸から漸次奥地に波及し、その行くさきさきで同族集團の争いを誘發したと考へた方が適切であるように思う。ともかく直接的にしろ間接的にしろ、康熙二十四年の海禁の解除によつて外國貿易が急に繁榮し、そのもたらす利潤がこの地

方の民を富裕ならしめたということが械鬪の激化の一前提條件をなしたことは疑いないようである。

四

この時代はあながら福建・廣東に限らず、中國全地域にわたつて商品經濟の顯著な發達がみられた時代であつた。ことに江南はその發達が最も著しく、民は奢侈をもつてきこえ、同時に農民層の分解も最も激しく、風俗のたいはいと群盜のおびたゞしい發生とが大きな社會問題として識者の腦裏に浮かび出していた。もつとも華中、華北の商品經濟の發達は、外國貿易からは一應隔てられた國內現象であつたが、福建、廣東地方ではそれが外國貿易と直結していただだけに、その影響も甚だ激烈であつたことは容易に想像がつくのである。漳泉の械鬪はかくて全國的な共通現象の、この地方における特異な反應としても理解できるのであるが、それにしてもこの他方の富裕化が何故に械鬪をもたらしたかという點に問題はまだのこつてゐる。鄭振圖は「富めば則ち驕り、驕れば則ち縦まゝにす」とすこぶる觀念的な問題としてこの點を片つけてゐる。もとより争填の場合、風水の關係などから墳墓に適する土地を無理強い

に強奪するということもあり、感情的問題が械闘の誘因となつたことも考えられる。しかし單なる感情問題、あるいは「血の復讐」的な問題からばかりでなしに、次のような場合も考えられるのである。姚瑩が漳州府について「族姓大小強弱の分最も明か」であるといふ、⁽¹¹⁰⁾ 廣東巡撫鄂彌達が廣東について「粵屬の各郷、大姓小姓の分有り」というように、⁽¹¹¹⁾ 福建・廣東の同族集團には大姓・小姓、強姓・弱姓の分が比較的明かとなつており。械闘は、大姓同志、小姓同志の間にも無論あつたかもしれないが、この時代の史料からうかがえるところでは、大姓が小姓を壓迫するという形で行われることが多かつたように思われるのである。それも姚瑩が「小は大に役せられ、弱は強に役せられること、由來已に舊し」といふ、鄂彌達が「大姓は則ち戸口數千餘丁、小姓は乃ち姓を雜えて附居し、事に遇えば唯だ大姓を是れ聽く」というように、大姓と小姓との間には、大姓の一時的な壓迫、無理を承知での横暴というよりも、何かもつと恒常的な支配・隸屬の關係をうち建てようとする動きがみられ、これが小姓を刺戟して、兩者の利害關係が

突鋭に對立するという状態に立ちいたつたのではないかと思ふ。もとより械闘のすべてがそうだとはいえないが、しかし姚瑩が、小姓は大姓に役せられるといふ、鄂彌達が、小姓は附居して大姓の命をこれ聽くという場合、兩者の關係が具體的に如何なるものであつたかは残念ながら分らないけれども、少くとも小姓の大姓に對する從屬關係がそこに存在していることだけはいえるように思ふ。また大姓小姓の抗争が大規模に展開した場合、もはや個々の大姓小姓の間の抗争というばかりでなく、大姓と小姓とがそれぞれ類を聚めて連合し對抗するという形勢が、正年間に既にゆられるのである。福建巡撫毛文銓は、福建に大姓多く、「左右前後の小姓」を欺凌し、やゝもすれば讎も鳴し械を列ねて威嚇するので小姓も數姓を糾合して之に對抗するのとべているが、⁽¹¹²⁾ 同じ頃浙閩總督高其倬は泉州府同安縣にて「大姓は小姓を欺凌し、小姓も亦結連して相い抗し、械を持ち衆を聚め、彼此相殺す」とのべて大姓包家と小姓齊家とが彼此聚衆して、械をもつて傷殺したと報じている。⁽¹¹³⁾ ところで大姓の包姓というのは、彼によれば、李姓・陳姓・

蘇姓・莊姓・柯姓の連合であり、小姓の齊姓は各雜姓の合したものであつた。^(二四) 鄭振圖も同様のことを「強、弱と闘い族を以て勝つ。名づけて包と曰う、包とは必勝の謂なり、弱、強と闘い族を聯ねて勝つ、名づけて齊と曰う、齊とは力を協せて勝を取るの謂なり」とのべている。「包」「齊」とはかゝる意味での一般的名稱なのであつた。こゝでも數姓が連合協力する場合、大姓にしる小姓にしる、その連合とは具體的に如何なる形で連合したのか明かでない。^(二五) かし械闘がそれぞれの同族集團の對立抗争という状態からもはや一段と進んで、一方ではかゝる集團の横の連合と、他方では縦の支配の關係が、正時代に早くもつくり出されていたといふことは疑いない事實である。

滄泉地方は海販の利によつて富裕であつたといわれる。富は祠堂に納められて械闘の資に供せられた。「祠堂の積蓄饒多にして闘い易きの資有り」と程含章はいつている。^(二六)

同族は豪強（鄭振圖）、族豪・族棍（程含章）に支配統率されていた。「愚民（族人の意味）は官を畏るゝことを知らず、惟だ若かる輩を畏れ、其の驅使を聽かざる莫し」と

姚鑿もいつている。^(二七) しかし械闘は事實上かゝる族豪により指揮されても、さきにものべたが彼等は「深く匿れて出でず」たゞ「陰かに其の族人をして諸の不法を爲さし」めたのであつて（姚鑿）、表面上は豫め別に責任者を定めて官の處罰を引受けさせた。これを「頂兇」といつた。鄭振圖は、「是より先（第一段階のこと）闘者は頂兇のみ」といつるが、これはいさゝか極端な表現で恐らく他の族人も闘に従つたであろうが、械闘の中心は恐らく頂兇の連中にあつたのであろう。頂兇を志願するものは皆貧民であつて、「財を得て以て其の家屬を潤さんことを願う者」であつた。程含章によれば「數十金の價もて、争いて頂兇たらんと欲し、銀若し手に到らば之を縦つと雖も而も亦逃げず」といつる。高其偉もまた大族には必ず姦惡有力の人があつて族人を指揮するか、しかも彼は表面に出でず、別に一愚悍潑頓の人を立てゝ衆を率いて他族と械闘せしめるとのべ、さきの同安縣の械闘にあつて、大族の衆人を統率したのは李邦であつたが、よく探索してみると實際の主持者は李衷なる人物であつた旨を報じている。^(二八) 滄泉は富裕をもつてきこ

えたけれども、しかし族の富裕は必ずしも族人の富裕を意味するものではなく、むしろ逆に族の富裕の影には多數の貧窮の族人が出て来ており、彼等は財銀を得るためには手段をえらばぬ状態にまで立ち到つていたことが想像されてくるのである。械闘はわづかの仇を契機としてひき起されたが、しかもその械闘を藉りて族豪は自ら肥えて闘を楽しむ、族棍もまた分潤して闘を楽んだ。族人は財を重んじて生を軽んじ、かくては「戾夫一呼すれば従う者雲集することよなつたのであつた(程含章)。械闘は仇の報復の爲でもあつたけれども、またそれを名目としての富の獲得の機會としても考えられたのであり、族的結合は外國貿易、貨幣經濟をもつてして解體せしめられることなく、むしろより強く再生産されていつたのである。

五

さて鄭振圖によれば、械闘の事情は第二段階に至つてこそ異なるつて來た。彼は次のようにのべている。「後數十年、富者の家、日に以て落ち、販海の利、日に以て微に、

亦退然として争いを息めんとするの意有るも、而も仇は己に堅くして解く可からず」と。漳泉の海外貿易が果していつ頃から、如何なる理由で衰微に向つたかは、また詳細なる考證を必要とする問題である。こゝではさしあたり乾隆二十二年、外國貿易を廣東一港に限つた時をもつて一應の指標として置こう。いわゆる廣東貿易がこれより本格的に始まつた時代である。漳泉の富裕は既に過去のものとなつた。しかし争いを止めんとしてみれば、既に積仇深く結ばれてしまつていたのである。「今は則ち祠堂の積蓄己に空しく、田園抛荒す」と程含章もいつている、^(二九)以前の械闘では族豪が主體であつた。彼は族的結合を利用して祠堂に富を集め、あるいは頂兇を募り、あるいは族人を驅使して戰鬥を行わしめ、しかもそれに藉りて自らも肥つたのであつた。しかし今では械闘はかゝる機會を與えなくなつたのである。「近年の鬪者は、皆豪強の徒に出するに非ずして無頼の輩に出ず、本と尋仇の意無くして擄奪の謀に出ず、積鬪既に久しく、匪類愈多し」と鄭振圖がいうように、械闘そのものは積仇によつていよいよ本格的となつたのである

が、その性質はいちゞるしく變化したものとなつたのである。「鳥鎗を習演して以て顧債を待ち、専ら殺人を以て生涯と爲す」如き頑民が今や職業的な闘者となり（程含草）「闘狼の擧に困つて、口を計つて粟を受け、得て以て旬を兼ぬ月を累ね、壺飯を飽啖せんことを樂しみ、幸いにして勝を獲れば、逃ぐるを追うて蜂擁し、彼の村のあらゆる米穀資財は、盡く席捲を行う、搜括既に罄くれば、並に房屋をもて一炬焚燒し、且つ屍身を燬棄して、形跡を揚滅す」というように、まことに「盜賊より甚しき」茶毒の慘を呈する如きが、この後期の械闘の實情なのである。そこで鄭振圖は嘉慶の頃の械闘について、「闘うに方つては則ち蒙つて而て相狀し、闘うを罷むれば則ち散じて而して匪と爲る」とのべ、械闘が「劫掠之徒」や「鹽梟之橫」の如き「匪」と「相表裏する」ものでであると結論づけたのであつた。もとより彼が械闘の主體をかゝる匪と全く異らない無頼の輩ばかりであつたと考へたのであればそれはすこし極端にすぎる。械闘にあたるものがかゝる無頼の傭兵であつても、械闘の主體はやはり同族集團にあり、たゞ械闘の意

圖がこの時代には、械闘のための械闘という空虚な自己目的となり、それに伴つて械闘の形態が無頼の徒と殆ど異ならないようなものとなつた點にこの時期の械闘の特徴があると考へべきであらう。

六

械闘の清代における歴史的發展の詳細な考證は別の機會にゆづらねばならないが、しかし鄭振圖のすぐれた觀察をたよりに以上みてきたところからだけでも、械闘には乾隆時代を境とするかなりに異つた二段階の發展がみられることがわかるであらう。しかも大切なことは、械闘を生起せしめた基礎的な契機が恐らくは外國貿易により促進せしめられた貨幣經濟のいちゞるしい發達にあつたという事實である。械闘はかゝる清代史を貫く大きな動向の一反應として理解することができよう。そればかりでなく、械闘はもはや同族集團の間の單純な紛争という意味のものではない。同族集團はすでに顯著に分解しており、械闘は族中の有力者が同族結合を私的利益の追求に利用する一形態に轉化しつゝあつたといふことができるであらう。たゞ族人の社會的分解が族的結合そのものの分解に結果することなくして、むしろ逆に械闘という對外的關係を媒介として、よ

り堅く再強化されてゆく傾向さえ見受けられるところに、中國社會の、なかんづく華南に最も顯著な、ある特殊な性格がうかゞえるであらう。

械闘によつて表現されるこうした中國社會の動きが、この時代の歴史の流れに演じた役割については、當時の識者の間にもよく認識されていたようである。彼等は、械闘と同じような集團的暴力行爲であつても、しかも性質を異にするものとして「盜」「匪」と「逆」の二範疇を明確に區別して考えていた。たとえば姚瑩は福建省漳州府の平和縣に械闘のすこぶる多いことをのべて「民に内鬪有りて而して外盜無く、抗悍有りて而して敢て逆を爲さず」と言つてゐる。すなわち彼によれば械闘は「盜」「逆」と單に性質を異にするというばかりでなく、械闘なるが故に盜なく、また逆おこらずという全く相反して働きをするものとして考えていたようである。もつとも彼の考へは械闘を純粹に類型的に抽象して得られたものであり、むしろ前期のそれにあてはまる形容であつて、嘉慶頃の實際の械闘事例にあつては、少くとも械闘と盜匪との兩者はもはや劃然と區別しきるといふわけにはいかなかつたこと上にのべた通りで

ある。たゞ械闘と「逆」との關係はいさゝか違つていた。姚瑩はかりでなく、汪志伊もまた彼と同様のことをのべている。すなわち汪志伊は福建省の漳・泉二府の二大問題は會匪と械闘であるといふのであるが、この場合、會匪は秘密結社をもつて支配機構に反抗を意圖する「逆」徒である。しかるに彼のいうところによれば、この地方では會匪の由來は久しいけれども遂に四川湖廣地方にみる如き巨案（大事件）となることはないであつて、それは各郷邑が械闘して互いに仇殺しあうために、大地域にわたつて聯合することができ難いからだといふ。^(三)すなわち械闘は、姚瑩や汪志伊の考へによれば、「逆」の發展を阻止するといふ、従つて全く正反對の方向に作用するという、歴史的役割をもつていたのであつた。清代の械闘のもつ問題性の一つがこゝにあるように思われる。

【註】

(一) 仁井田陞氏「支那近世同族部落の械闘」(東洋農業經濟史研究所收)六六頁

(二) 同上

(三) 同上九三頁

(四) 宣宗聖訓卷八三、道光十四年三月申壬の條

(五) 甌海觀政錄卷二民政類(正俗)(仁井田氏同上九四頁所引)

(六) 仁宗聯訓卷一〇一、嘉慶二〇年九月乙巳の條

(七) 程含章「諭息閑書」皇朝經世文編卷二三

(八) 姚瑩「硃方本府求言札子」同上

(九) 硃批諭旨第一六函第二册、安慶巡撫趙國麟奏疏雍正十三年六月十九日の條、同第十八函第二册、江南總督趙弘恩奏疏雍正十三年六月二十六日の條

(一〇) 仁井田氏前掲論文六六頁

(一一) 姚瑩「硃方本府求札子」前掲書

(一二) 仁井田氏前掲論文七一頁

(一三) たとえば江蘇省徐州府銅山縣における械闘の例が硃批諭旨にみえている(第十八函第二册趙弘恩奏疏雍正十二年九月九日および十月六日の條)。それによると李姓と郭姓とが各百人ばかり、馬鎮、長鎗をもつて闘い、李姓に一人、郭姓に二人の死者が出ている。また李姓では族人ばかりでなく佃戸をも動員していることは注目すべきである。

(一四) 鄭振圃「治械闘議」皇朝經世文編卷二三

(一五) 彼は康熙三十六年、台寇始めて定まると言うが、これは二十二年の誤りであろう。

(一六) 汪志伊「敬陳治化漳泉風俗疏」皇朝經世文編卷二三

(一七) 姚瑩「硃方本府求計札子」同前

(一八) 姚瑩「上汪制軍書」同前

(一九) 程含章、前掲文

(二〇) 姚瑩「硃方本府求言札子」同前

(二一) 硃批諭旨第十七函第五册鄂彌達奏疏、雍正九年三月二十二日の條

(二二) 同上第二函第五册毛文銓奏疏、雍正四年二月四日の條

(二三) 同上第十四函第五册高其倬奏疏、雍正五年十一月十七日の條

(二四) 同上雍正六年一月八日の條

(二五) 仁井田氏によれば(同族)部落間の連繫には會郷と會族との二形態がみられた。こゝにいう「包」「齊」はその會郷の場合であろう(同氏前掲論文七九頁)。

(二六) 程含章、前掲文

(二七) 姚瑩「硃方本府求言札子」同前

(二八) 前掲雍正六年一月八日の條

(二九) 程含章、前掲文

(三〇) 姚瑩「上汪制軍書」同前

(三一) 汪志伊「敬陳治化漳泉風俗疏」同前

附記 本稿の作成にあたっては京大佐伯富助教授の好意ある御援助を得た。末尾ながら謝意を表したい。